

愛媛県県立高等学校における転入学及び編入学の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、愛媛県県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）における転入学及び編入学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において「転入学」とは、高等学校に在籍する生徒が他の高等学校の相当学年に移動することを、「編入学」とは、海外から帰国した者、特別支援学校の高等部や高等専門学校等に在学する者、高等学校を中途退学した者などが、第1学年当初以外の時期に高等学校へ入学することをいう。

第3 転入学

1 志願できる資格・条件

県立高等学校への転入学を志願できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍する高等学校（以下「在籍校」という。）への通学が困難となる者
- イ 特別な事情により転入学が適切であると在籍校の校長が認めた者

(2) 転入学する学年・学科に在学する者と同等以上の学力を有する者

2 受入時期

受入時期は、随時とし、志願先の県立高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）が決定する。

3 試験

志願先高等学校長は、転入学を志願する者に対して、転入学の許可又は不許可の決定を行うため必要があるときは、学力検査、面接等を行うことができる。

なお、転入学試験の実施日、実施内容等については、志願先高等学校長が決定する。

4 手続

(1) 県立高等学校への転入学を志願する者は、在籍校の校長に転学願を提出するものとする。

(2) 前号の転学願の提出を受けた在籍校の校長は、志願先高等学校長に対し、次に掲げる書類を送付しなければならない。

- ア 転学照会（転学事由を含む。）
- イ 在学証明書

- ウ 学業成績証明書
- エ 単位修得証明書
- オ その他必要な書類

5 通知・報告

- (1) 志願先高等学校長は、転入学の許可又は不許可の決定を行ったときは、その決定の内容について、速やかに在籍校の校長に通知しなければならない。
- (2) 志願先高等学校長が定員を超えても教育上支障がないと判断し、転入学を許可するときは、教育委員会に、事前に電話連絡の上、許可後その旨を届け出なければならない。

第4 編入学

1 志願できる資格・条件

県立高等学校への編入学を志願できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 保護者とともに、継続して1年以上外国に在住し、我が国の高等学校に相当する学校に在籍し、又はした者で、帰国後3年を経過しないもの
- イ 保護者とともに、継続して1年以上外国に在住し、我が国の中学校に相当する学校の課程を修了して帰国した者で、当該年度の愛媛県県立高等学校入学者選抜に出願できなかったもの（アに掲げる者を除く。）
- ウ 中等教育学校に在学する者で、保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍校への通学が困難となるもの
- エ 高等学校の第2学年（中等教育学校にあっては、第5学年）以上に在籍した後又は第1学年修了時まで在籍し、第2学年への進級が認められた後、中途退学した者で、退学の事由が無くなったと志願先高等学校長が認めるもの
- オ その他志願先高等学校長が相当の事由があると認める者

(2) 相当年齢に達している者

(3) 編入学する学年・学科に在学する者と同等以上の学力を有する者

2 受入時期

受入時期は、随時とし、志願先高等学校長が決定する。ただし、高等学校又は中等教育学校を中途退学した者については、原則として第2学年以上の第1学期当初とする。

3 試験

志願先高等学校長は、編入学を志願する者に対して、編入学の許可又は不許可の決定を行うため必要があるときは、学力検査、面接等を行うことができる。

なお、編入学試験の実施日、実施内容等については、志願先高等学校長が決定する。

4 手続

県立高等学校への編入学を志願する者は、志願先高等学校長に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 編入学願（編入学の志願事由を含む。）
- (2) 外国の教育機関等における学修の履歴を証明する書類（海外帰国子女に限る。）
- (3) 海外での在住期間を証明する書類（海外帰国子女に限る。）
- (4) その他必要な書類

5 報告

志願先高等学校長が定員を超えても教育上支障がないと判断し、編入学を許可するときは、教育委員会に、事前に電話連絡の上、許可後その旨を届け出なければならない。

第5 その他

1 転入学・編入学に係る資格の判定

転入学・編入学（以下「転入学等」という。）の志願先高等学校長及び在籍校の校長は、転入学等に係る資格の判定に当たっては、十分な実情把握に基づいて、これを行うものとする。

2 相談

- (1) 転入学等を志願する者は、志願先高等学校長に対し、その転入学等に関する相談を求めることができる。
- (2) 相談の求めを受けた県立高等学校は、転入学等を志願する者及びその保護者から転入学等の事由その他の実情を聴取するとともに、当該学校における教育課程の編成、教科指導、生徒指導等の方針などについて、必要な説明を行わなければならない。

3 定時制・通信制課程等における取扱い

県立高等学校の校長は、定時制及び通信制の課程並びに単位制による課程への転入学等については、第3及び第4の規定にかかわらず、その課程の特性に配慮した取扱いをすることができる。